

沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

地方自治法第187条第1項及び沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第2条の規定により、次の者が沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員長となった。

平成19年10月17日

沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会



記

住 所	氏 名
名護市字屋部 561 番地	又 吉 武 志